特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
7	障害者福祉事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

中央区は、障害者福祉事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言する。

特記事項	障害者福祉事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

中央区長

公表日

令和5年10月27日

［平成31年1月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障害者福祉事務
②事務の概要	【概要】 ・特別障害者手当等支給事務（資格認定／現況届） →認定請求者の受給要件を審査し、認定の決定等を行う。／所得状況等を審査し、当該年度の支給継続もしくは停止の判定を行う。 ・心身障害者福祉手当事務（独自利用） →認定請求者の受給要件を審査し、認定の決定等を行う。 ・児童育成手当（障害手当）事務（独自利用） →認定請求者の受給要件を審査し、認定の決定等を行う。 ・特別児童扶養手当事務（資格認定／所得状況届） →認定請求者の受給要件が満たしていることを確認し、都に進達をする。／所得状況等を確認し、都に進達をする。 ・重度心身障害者手当事務（都の事務・事務処理特例） →認定申請及び届出等の内容を確認し、東京都へ進達する。 ・障害児通所給付費等支給決定事務 →届出等の内容を確認、計画相談を導入し支給量を決定。あわせて世帯の所得から費用負担額を決定する。 ・自立支援医療費支給等決定事務 →届出等の内容を確認、支給決定。あわせて所得から費用負担額を決定する。 ・介護給付費等支給決定事務 →届出等の内容を確認、支援区分を審査会にて決定、計画相談を導入し支給量を決定。あわせて世帯の所得から費用負担額を決定する。 ・高額障害福祉サービス等給付費支給決定事務 →届出等の内容を確認、支払金額を決定、支給する。 ・他の法令による給付との調整 →届出の内容を確認、他の法令による給付と障害者総合支援法に基づく給付の有利な方を選択する。 ・身体障害者手帳事務 →届出等の内容を確認し、東京都へ進達する。 ・精神保健福祉手帳事務 →届出等の内容を確認し、東京都へ進達する。 ・自立支援医療（精神通院）に係る審査事務（事務処理特例） →届出等の内容を確認し、東京都へ進達する。 ・自立支援医療（精神通院）の都独自助成に係る審査事務 →届出等の内容を確認し、東京都へ進達する。国民健康保険は区において決定する。 ・障害児通所支援等利用者負担額助成に係る審査事務 →届出等の内容を確認支払金額を決定、支給する。
③システムの名称	福祉総合システム

2．特定個人情報ファイル名
障害者福祉事務ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項　別表第一　項番8、11、12、14、34、46、47、84 番号法別表第一主務省令　8条　11条　12条　14条　25条　37条　38条　60条 中央区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例　第4条第1項　別表第一　項番1、3 中央区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則　第2条及び第4条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[　　実施する　　]　＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号　別表第二 【照会】 項番10、11、12、16、20、 53、66、67、68、69、85、108、109、110 【提供】 項番8、11、16、19、20、26、27、28、31、53、54、55、56-2、57、79、87、106、108、116

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	中央区　福祉保健部　障害者福祉課
②所属長の役職名	障害者福祉課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒104-8404 東京都中央区築地一丁目1番1号　中央区役所　総務部　総務課　情報公開係

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒104-8404 東京都中央区築地一丁目1番1号　中央区役所　総務部　総務課　情報公開係

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1,000人以上1万人未満　]　＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点

2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　]　＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点

3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[　発生なし　]　＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		**[○]委託しない**
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		**[ ]提供・移転しない**
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	**[ ]接続しない（入手）**	**[ ]接続しない（提供）**
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [ ] 内部監査	[ ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月1日	1特定個人情報を取り扱う事務②事務の概要	追加	・身体障害者手帳事務→届出等の内容を確認し、東京都へ進達する。	事後	
平成28年12月1日	1特定個人情報を取り扱う事務②事務の概要	地域生活支援事業支給決定業務(訪問入浴サービス／自動車運転免許取得／自動車改造助成／就職支援金／日常生活用具購入費等給付／移動支援／日中一時支援／生活サポート) →(支給要件及び所得状況を確認し、支給認定及び負担額を決定する。／支給要件を確認し、支給決定を行う。／支給要件を確認し、支給決定を行う。／支給要件を確認し、支給決定を行う。／届出等の内容を確認、支給品目、支給金額を決定あわせて世帯の所得から費用負担額を決定する。／届出等の内容を確認、支給品目、支給金額を決定あわせて世帯の所得から費用負担額を決定する。／届出等の内容を確認、支給品目、支給金額を決定あわせて世帯の所得から費用負担額を決定する。/届出等の内容を確認、支給量を決定あわせて世帯の所得から費用負担額を決定する。)	地域生活支援事業支給決定業務(訪問入浴サービス／自動車運転免許取得／自動車改造助成／就職支援金／日常生活用具購入費等給付／移動支援／地域活動支援センター／日中一時支援／生活サポート) →(支給要件及び所得状況を確認し、支給認定及び負担額を決定する。／支給要件を確認し、支給決定を行う。／支給要件を確認し、支給決定を行う。／支給要件を確認し、支給決定を行う。／届出等の内容を確認、支給品目、支給金額を決定あわせて世帯の所得から費用負担額を決定する。／届出等の内容を確認、支給量を決定あわせて世帯の所得から費用負担額を決定する。／届出等の内容を確認、支給量を決定あわせて世帯の所得から費用負担額を決定する。/届出等の内容を確認、支給量を決定あわせて世帯の所得から費用負担額を決定する。/届出等の内容を確認、支給量を決定あわせて世帯の所得から費用負担額を決定する。)	事後	
平成28年12月1日	1特定個人情報を取り扱う事務③システムの名称	総合福祉システム　自立支援システム	福祉総合システム	事後	
平成28年12月1日	3個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項　別表第一　項番8、12、34、46、47、84 番号法別表第一主務省令　8条　12条　25条　37条　38条　60条	番号法第9条第1項　別表第一　項番8、11、12、14、34、46、47、84 番号法別表第一主務省令　8条　11条　12条　14条　25条　37条　38条　60条 中央区行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例　第4条第1項　別表第一　項番1及び3 中央区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則第2条及び第4条	事後	
平成28年12月1日	5評価実施機関における担当部署②所属長	障害者福祉課長　井上　一雄	障害者福祉課長　遠藤　誠	事後	
平成28年12月1日	Ⅱ-1	平成27年9月1日	平成28年4月1日	事後	
平成28年12月1日	Ⅱ-2	平成27年9月1日	平成28年4月1日	事後	
平成29年4月1日	Ⅱ-1	平成28年4月1日	平成29年4月1日	事後	
平成29年4月1日	Ⅱ-2	平成28年4月1日	平成29年4月1日	事後	
平成29年4月1日	Ⅱ-1	平成28年4月1日	平成29年4月1日	事後	
平成29年4月1日	Ⅱ-2	平成28年4月1日	平成29年4月1日	事後	
平成31年3月28日	Ⅰ-5	障害者福祉課長　遠藤　誠	障害者福祉課長	事後	
平成31年3月28日	Ⅱ-1	平成29年4月1日	平成30年6月1日	事後	
平成31年3月28日	Ⅱ-2	平成29年4月1日	平成30年6月1日	事後	
令和2年4月24日	Ⅰ-4―②	番号法第19条第7号　別表第二 【照会】 項番10、11、12、16、20、 53、66、67、68、69、85、108、109、110 【提供】 項番16、19、26、27、28、31、54、55、57、79、87、106	番号法第19条第7号　別表第二 【照会】 項番10、11、12、16、20、 53、66、67、68、69、85、108、109、110 【提供】 項番8、11、16、19、20、26、27、28、31、53、54、55、56-2、57、79、87、106、108、116	事後	
令和2年4月24日	Ⅱ-1	平成30年6月1日	令和2年4月1日	事後	
令和2年4月24日	Ⅱ-2	平成30年6月1日	令和2年4月1日	事後	
令和2年4月24日	Ⅳリスク対策　4 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託	十分である	委託をしていないため未記入	事後	
令和3年6月4日	Ⅰ-4―②	番号法第19条第7号　別表第二 【照会】 項番10、11、12、16、20、 53、66、67、68、69、85、108、109、110 【提供】 項番8、11、16、19、20、26、27、28、31、53、54、55、56-2、57、79、87、106、108、116	番号法第19条第8号　別表第二 【照会】 項番10、11、12、16、20、 53、66、67、68、85、108、109、110 【提供】 項番8、11、16、19、20、26、27、28、31、53、54、55、56-2、57、79、87、106、108、116	事後	
令和3年6月4日	Ⅱ-1	令和2年4月1日	令和3年4月1日	事後	
令和3年6月4日	Ⅱ-2	令和2年4月1日	令和3年4月1日	事後	
令和4年6月28日	Ⅰ-1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	・特別障害者手当等支給事務(資格・額の認定/現況届/福祉手当現況届) →認定請求者の受給要件を審査し、認定の決定等を行う。/所得状況等を審査し、当該年度の支給継続もしくは停止の判定を行う。/所得状況等を審査し、当該年度の支給継続もしくは停止の判定を行う。	・特別障害者手当等支給事務(資格認定/現況届) →認定請求者の受給要件を審査し、認定の決定等を行う。/所得状況等を審査し、当該年度の支給継続もしくは停止の判定を行う。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月28日	Ⅰ-1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	・特別児童扶養手当事務（資格、額の認定/額の改定/所得状況届） →認定請求者の受給資格要件が満たしていることを確認し、都に進達をする。/認定請求者が額改定に該当することを確認し、都に進達をする。/所得状況等を確認し、都に進達をする。	・特別児童扶養手当事務（資格認定/所得状況届） →認定請求者の受給資格要件が満たしていることを確認し、都に進達をする。/所得状況等を確認し、都に進達をする。	事後	
令和4年6月28日	Ⅰ-1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	・障害児通所給付費等支給決定事務 →届出等の内容を確認、計画相談を導入し支給量を決定あわせて世帯の所得から費用負担額を決定する。	・障害児通所給付費等支給決定事務 →届出等の内容を確認、計画相談を導入し支給量を決定。あわせて世帯の所得から費用負担額を決定する。	事後	
令和4年6月28日	Ⅰ-1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	・自立支援医療費支給等決定事務 →届出等の内容を確認、支給決定あわせて所得から費用負担額を決定する。	・自立支援医療費支給等決定事務 →届出等の内容を確認、支給決定。あわせて所得から費用負担額を決定する。	事後	
令和4年6月28日	Ⅰ-1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	・高額障害福祉サービス等給付費支給決定事務 →届出等の内容を確認支払金額を決定、支給する。	・高額障害福祉サービス等給付費支給決定事務 →届出等の内容を確認。支払金額を決定、支給する。	事後	
令和4年6月28日	Ⅰ-1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	・自立支援医療（精神通院）の都独自助成に係る審査事務 →届出等の内容を確認し、東京都へ進達する、国民健康保険は区において決定する。	・自立支援医療（精神通院）の都独自助成に係る審査事務 →届出等の内容を確認し、東京都へ進達する。国民健康保険は区において決定する。	事後	
令和4年6月28日	Ⅰ-1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	地域生活支援事業支給決定業務(訪問入浴サービス／自動車運転免許取得／自動車改造助成／就職支援金／日常生活用具購入費等給付／移動支援／日中一時支援／生活サポート) →（支給要件及び所得状況を確認し、支給認定及び負担額を決定する。／支給要件を確認し、支給決定を行う。／支給要件を確認し、支給決定を行う。／支給要件を確認し、支給決定を行う。／届出等の内容を確認、支給品目、支給金額を決定あわせて世帯の所得から費用負担額を決定する。／届出等の内容を確認、支給品目、支給金額を決定あわせて世帯の所得から費用負担額を決定する。）	削除	事後	
令和4年6月28日	Ⅰ-1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	地域生活支援事業利用者負担超過負担額支給に係る審査事務 →届出等の内容を確認支払金額を決定、支給する。	削除	事後	
令和4年6月28日	Ⅰ-1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	中央区障害者グループホーム等支援（家賃助成）に係る審査事務 →届出等の内容を確認支払金額を決定、支給する。	削除	事後	
令和4年6月28日	Ⅰ-4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号　別表第二 【照会】 項番10、11、12、16、20、 53、66、67、68、85、108、109、110 【提供】 項番8、11、16、19、20、26、27、28、31、53、54、55、56-2、57、79、87、106、108、116	番号法第19条第8号　別表第二 【照会】 項番10、11、12、16、20、 53、66、67、68、69、85、108、109、110 【提供】 項番8、11、16、19、20、26、27、28、31、53、54、55、56-2、57、79、87、106、108、116	事後	
令和4年6月28日	Ⅱ-1 しきい値判断項目 1　対象人数 いつの時点の計数か	令和3年4月1日	令和4年4月1日	事後	
令和4年6月28日	Ⅱ-2 しきい値判断項目 2　取扱者数 いつの時点の計数か	令和3年4月1日	令和4年4月1日	事後	
令和5年10月13日	Ⅱ-1 しきい値判断項目 1　対象人数 いつの時点の計数か	令和4年4月1日	令和5年4月1日	事後	
令和5年10月13日	Ⅱ-2 しきい値判断項目 2　取扱者数 いつの時点の計数か	令和4年4月1日	令和5年4月1日	事後	